

袖ヶ浦市地域防災計画

＜第4編 大規模事故編＞

(平成30令和3年度改訂)

大規模事故編

目 次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 2 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 2 |
| 2 大規模事故の種類（各部班）..... | 2 |
| 第2節 応急活動体制 | 3 |
| 1 活動体制..... | 3 |
| 2 初動体制..... | 3 |
| 第2章 大規模事故対策 | 4 |
| 第1節 大規模火災対策 《総務部、消防部、消防団部》 | 5 |
| 1 基本方針..... | 5 |
| 2 予防計画..... | 5 |
| 3 応急対策計画..... | 7 |
| 第2節 林野火災対策 《総務部、消防部、消防団部》 | 10 |
| 1 基本方針..... | 10 |
| 2 予防計画..... | 10 |
| 3 応急対策計画..... | 11 |
| 第3節 危険物等災害対策 《総務部、消防部、消防団部》 | 14 |
| 1 基本方針..... | 14 |
| 2 予防計画..... | 14 |
| 3 応急対策計画..... | 18 |
| 第4節 油等海上流出災害対策 《<u>都市建設部総務部</u>、環境経済部、<u>総務部都市建設部</u>、消防部、消防団部》 | 22 |
| 1 基本方針..... | 22 |
| 2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱..... | 22 |
| 3 事故原因者等の責務..... | 24 |
| 4 予防計画..... | 24 |
| 5 応急対策計画..... | 26 |
| 第5節 海上事故災害対策 《総務部、消防部、消防団部》 | 29 |
| 1 基本方針..... | 29 |
| 2 予防計画..... | 29 |
| 3 応急対策計画..... | 30 |
| 第6節 航空機事故災害対策《総務部、消防部、消防団部》 | 34 |
| 1 基本方針..... | 34 |
| 2 予防計画..... | 34 |
| 3 応急対策計画..... | 34 |

| | |
|--|----|
| 第7節 鉄道事故災害対策《総務部、消防部、消防団 <u>部</u> 》 | 36 |
| 1 基本方針 | 36 |
| 2 予防計画 | 36 |
| 3 応急・復旧対策計画 | 36 |
| 第8節 道路事故災害対策 《 <u>都市建設部総務部</u> 、 <u>総務部都市建設部</u> 、消防部、消防団 <u>部</u> 》 | 40 |
| 1 基本方針 | 40 |
| 2 予防計画 | 40 |
| 3 応急対策計画 | 42 |
| 第9節 放射性物質事故対策 《総務部、環境経済部、消防部、消防団 <u>部</u> 》 | 45 |
| 2 放射性物質事故の想定 | 46 |
| 3 予防対策 | 46 |
| 4 応急対策 | 49 |
| 5 復旧対策 | 55 |

第1章 総 則

| 節 | 項目 |
|---|--------|
| 1 | 計画の目的 |
| 2 | 応急活動体制 |

第1節 計画の目的

1 計画策定の趣旨

本編は、大規模火災、林野火災、油等海上流出災害、海上事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害など、大規模な事故災害や事故の特殊性や影響が甚大な放射性物質事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、第3編風水害等編 第4章災害復旧計画によるものとする。

2 大規模事故の種類（各部班）

市は風水害、地震災害といった自然災害のほか、大規模事故に対して応急措置をとる必要がある。

市が対応する主な大規模事故は、次のものがあげられる。

- (1) 大規模火災
- (2) 林野火災
- (3) 危険物等災害
- (4) 油等海上流出災害
- (5) 海上事故災害
- (6) 航空機事故災害
- (7) 鉄道事故災害
- (8) 道路事故災害
- (9) 放射性物質事故災害

なお、北袖及び・中袖地区及び長浦地区の一部は、石油コンビナート等特別防災区域に指定されているため、当該区域内での事故については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」(平成29・令和2年度修正、千葉県石油コンビナート等防災本部)に基づき対応するものとする。

第2節 応急活動体制

1 活動体制

風水害、地震災害といった自然災害のほか大規模事故に対する応急措置は、市の各部班をもって対応するものとする。

2 初動体制

(1) 基本的な対応

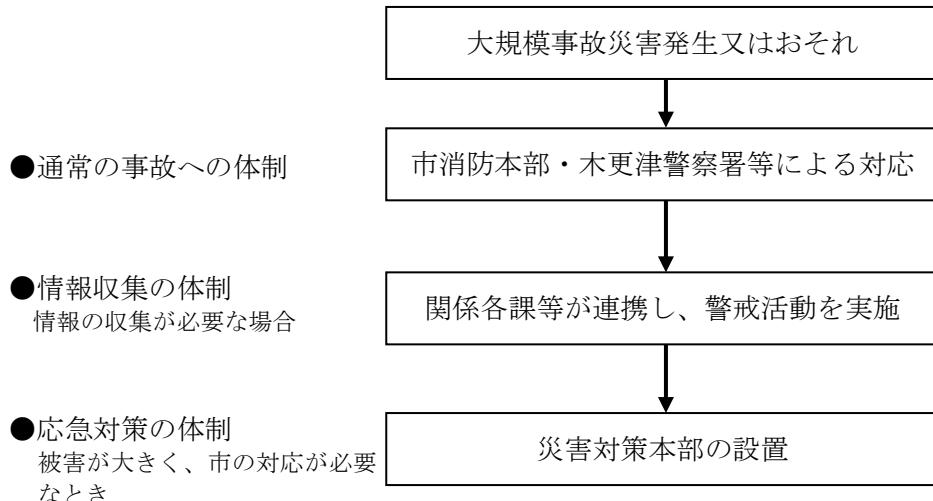
大規模事故が発生し、又は発生するおそれがあるとの情報を入手したときは、危機管理防災安全課は、消防機関、関係各課等及び防災関係機関と連携して情報収集を行うとともに、各部長は、必要な職員を配備して警戒活動を実施しなければならない。

(2) 災害対策本部の設置

大規模事故の状況により、市で対策が必要な場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、本部組織及び運営は、災害対策本部（風水害等編）の規定を準用する。

大規模事故の防災体制



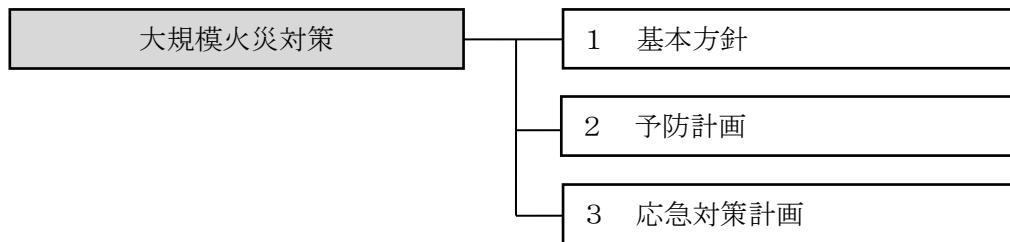
※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例

第2章 大規模事故対策

| 節 | 項目 | 担当部班等 |
|---|------------|--------------------------|
| 1 | 大規模火災対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 2 | 林野火災対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 3 | 危険物等災害対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 4 | 油等海上流出災害対策 | 都市建設部、環境経済部、総務部、消防部、消防団部 |
| 5 | 海上事故災害対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 6 | 航空機事故災害対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 7 | 鉄道事故災害対策 | 総務部、消防部、消防団部 |
| 8 | 道路事故災害対策 | 都市建設部、総務部、消防部、消防団部 |
| 9 | 放射性物質事故対策 | 総務部、環境経済部、消防部、消防団部 |

第1節 大規模火災対策 《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災災害時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 建築物の不燃化の促進

① 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火・準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

② 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難場所、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を促進する。

また、都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、定期的な点検を実施し、河川空間の維持に努める。手葉県の支援のもと、河道の拡幅等河川の改修を進めていく。

(3) 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、袖ヶ浦市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ③ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が袖ヶ浦市火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- ④ 大規模集客施設での裸火の使用等について、袖ヶ浦市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、袖ヶ浦市火災予防条例に違反していないかどうか。
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(4) 住宅防火対策

市内の火災による死者（放火自殺者を除く。）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。
特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防炎製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、防災関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

① 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

② 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、消防法施行令第4条の2の2に定める特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(6) 文化財の防火対策

市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

① 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

② 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、平常時から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

(7) 消防組織及び施設の整備充実

① 消防組織

市は消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ千葉県へ情報提供等の支援を要請する。

② 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市の実情を勘案しつつ、必要に応じ千葉県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

- ① 市及び千葉県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ② 市及び千葉県は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県へ連絡する。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本計画第3編風水害等編 第3章「第5節 災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

- ① 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- ② 市長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- ③ 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行うこととする。
- ④ 市は、発災現場の他市町村から応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

※資料編 資料2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

(5) 救助・救急計画

- ① 市及び千葉県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- ② 市及び千葉県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

※資料編 資料2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

※資料編 資料8-1 トリアージタグ

(6) 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

① **発災災害**時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

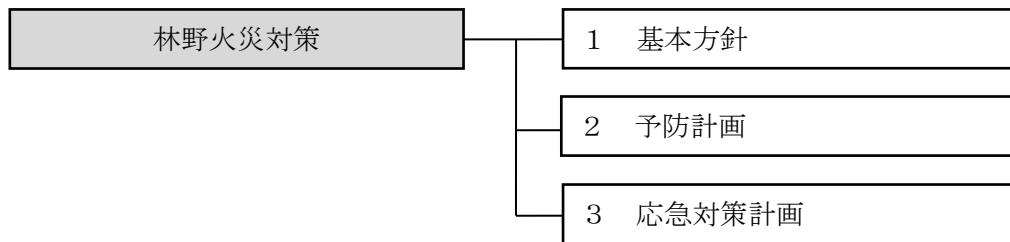
③ 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

(8) 救援・救護計画

食糧・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、本計画第3編風水害等編 第3章「第7節 消防・救助救急活動等」、「第12節 応急医療救護」及び「第15節 生活救援対策」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策 《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

2 予防計画

(1) 広報宣伝

① ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

市は、千葉県の協力のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、SNS、市防災行政無線、市広報紙、回覧板、有線放送等を利用し、林野火災に対する市民の注意を喚起する。

② 学校教育による指導

市は、小・中学校の児童生徒に対して、自然保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

③ 山火事予防運動の実施

市及び千葉県、森林組合は、山火事予防運動週間に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

④ すいがら入れの保持の徹底

市及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 法令による規制

① 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

市は、市民に対し、火災警報発令下における袖ヶ浦市火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

③ 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

(3) 消火施設の設置

市及び千葉県、森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽（自然水利の活用）を配備する。

(4) 林野等の整備

① 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

② 林道

市及び千葉県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

③ 防火線

市、千葉県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

(5) 林野火災特別地域対策事業

① 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の場合、千葉県と協議して決定する。

ア 市における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 上記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

② 林野火災特別地域対策事業計画の作成

市は、林野火災特別地域に決定した場合、千葉県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

① 市内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

市は、地形状況を把握し、具体的な状況の中で容易に消防作戦・消防戦術が立てられるよう調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

② 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

③ モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

④ 消防計画図の作成

市で作成している消防計画の中に、林野火災消防計画図を取り入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

① 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報を円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

② 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

③ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

④ 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

⑤ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

⑥ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

※資料編 資料2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

⑦ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、千葉県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て実施する。

市は必要に応じ、千葉県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努める。

| 管理委託先 | 空中消火バケット保管場所 | 臨時離発着場 |
|-------|-----------------------------|-----------|
| 自衛隊 | 陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫 | 木更津駐屯地飛行場 |

⑧ 救護体制の確立

医療機関が組織する救護班の活動等医療救護体制の確立を図る。

※資料編 資料2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

(3) **避難計画**

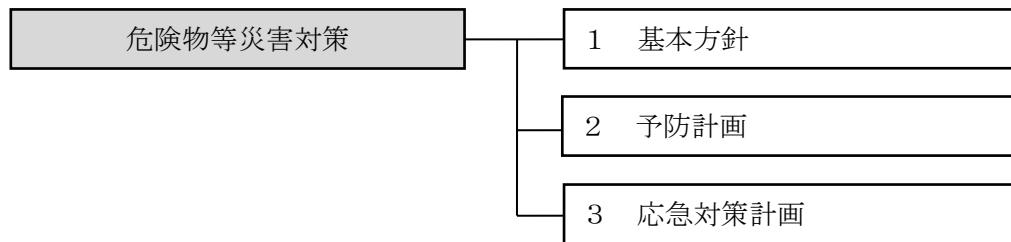
市及び県警察は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

(4) **立入禁止区域の設定等**

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

第3節 危険物等災害対策 《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

(1) 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本編「第8節 道路事故災害対策」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、千葉県の「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

(2) 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(3) 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(4) 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

(5) 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造営業者等、輸入業者及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 危険物

① 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、

危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、市民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(エ) 事前計画の作成

危険物流出事故の防止対策として、防災のため必要な措置の検討や、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、あらかじめ応急対策にかかる事前計画の作成等の実施を推進する。

② 千葉県、市及び消防機関

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防機関は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

(2) 高圧ガス

① 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため、緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 千葉県、消防機関その他防災関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 千葉県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 千葉県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

千葉県及び防災関係機関は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な

知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

千葉県及び防災関係機関は、高压ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 火薬類

① 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害~~発生~~時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で、防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

② 防災知識の周知徹底

千葉県及び関係団体は、関係事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(4) 毒物劇物

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等届出が不要な業務上取扱者

毒物劇物販売業者及び届出をする業務上取扱者についても、上記アからエ上記イからエにより危害防止に努める。

② 君津保健所（君津健康福祉センター）

毒物劇物製造業者及び輸入業者毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

(5) 危険物等による環境汚染の防止対策

千葉県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

3 応急対策計画

(1) 危険物

① 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

② 千葉県、市、その他防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、千葉県地域防災計画及び本計画並びに防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関の密接な連携のもとに、次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握とともに、千葉県、防災関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、千葉県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁、防災関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、指定避難所の開設並びに指定避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察、海上保安庁は、防災関係機関の協力のもとに、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合は、その周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

千葉県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(2) 高圧ガス

① 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している、又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

② 千葉県、市、その他防災関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 千葉県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示(緊急)を行う。

オ 原因の究明

千葉県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(3) 火薬類

① 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

② 千葉県、市、その他防災関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 市は、必要に応じ避難の勧告、指示(緊急)を行う。

(ウ) 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、市民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

千葉県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

(4) 毒物劇物

① 毒物劇物製造業者及び輸入業者等毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア 通報

毒物劇物の流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、君津保健所（君津健康福祉センター）、県警察署又は消防機関へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物の流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

② 千葉県、市、その他関係機関

ア 緊急通報

君津保健所（君津健康福祉センター）、県警察署及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

君津保健所（君津健康福祉センター）、県警察及び消防機関等は、毒物劇物の大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

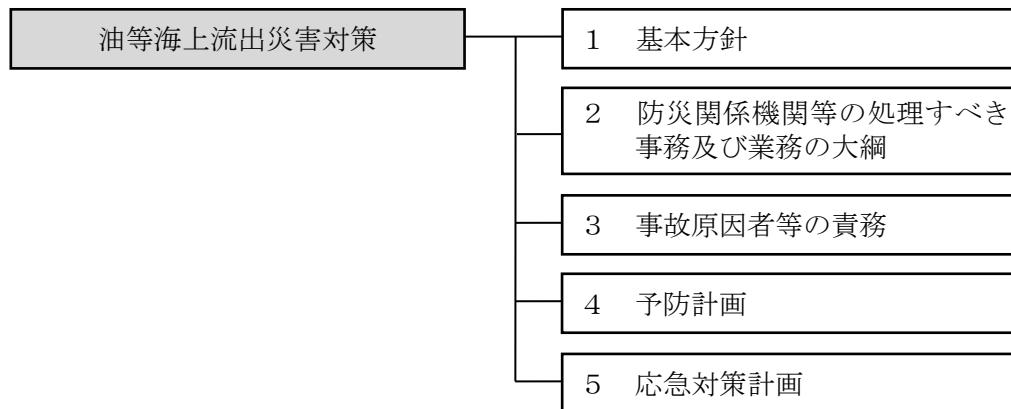
君津保健所（君津健康福祉センター）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、防災関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市は、千葉県及び防災関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示（緊急）を行う。

第4節 油等海上流出災害対策 ≪都市建設部総務部、環境経済部、総務部都市建設部、消防部、消防団部≫

【体系】



1 基本方針

(1) 基本方針

市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、産業活動への被害軽減及び環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

(2) 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

(1) 市

- ① 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- ② 防災関係機関及び市民への情報提供
- ③ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- ④ 漂着油の除去作業等
- ⑤ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ⑥ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- ⑦ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示（緊急）指示
- ⑧ 千葉県又は他の市町村等に対する応援要請
- ⑨ 隣接市の漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整
- ⑩ 油防除資機材の整備

- ⑪ 回収油の一時保管場所等の調査協力

(2) 第三管区海上保安本部等

- ① 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- ② 連絡調整本部の設置
- ③ 各排出油等防除協議会の的確な運営
- ④ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- ⑤ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- ⑥ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- ⑦ 流出油の応急防除措置の実施
- ⑧ 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ⑨ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- ⑩ 火災発生時の消火活動等の実施及び防災関係機関への協力要請等
- ⑪ 油防除資機材の整備
- ⑫ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ⑬ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- ⑭ 治安の維持
- ⑮ 防災関係機関との協力体制の確立
- ⑯ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(3) 千葉県

- ① 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- ② 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ③ 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- ④ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- ⑤ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- ⑥ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- ⑦ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ⑧ 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ⑨ 油防除資機材の整備
- ⑩ 河川管理者、海岸管理者、港湾管理者としての油防除活動
- ⑪ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- ⑫ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ⑬ 自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- ⑭ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ⑮ 市等の補償請求に係る助言等

(4) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ① 航空機等による流出油の情報収集

- ② 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ③ 応援要員及び救援物資等の搬送

(5) 海上災害防止センター

- ① 海上保安庁長官の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- ② 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ③ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- ④ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- ⑤ 防災関係者への指導助言の実施

(6) 石油連盟

- ① 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- ② 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣の斡旋

(7) 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等

- ① 特定事業所等に係る被害応急対策
- ② 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）
- ③ 特定事業所等に係る被害状況に把握及び情報の提供

3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

4 予防計画

(1) 航行の安全確保

- ① 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- ② 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 広域的な活動体制

市、千葉県及び国の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

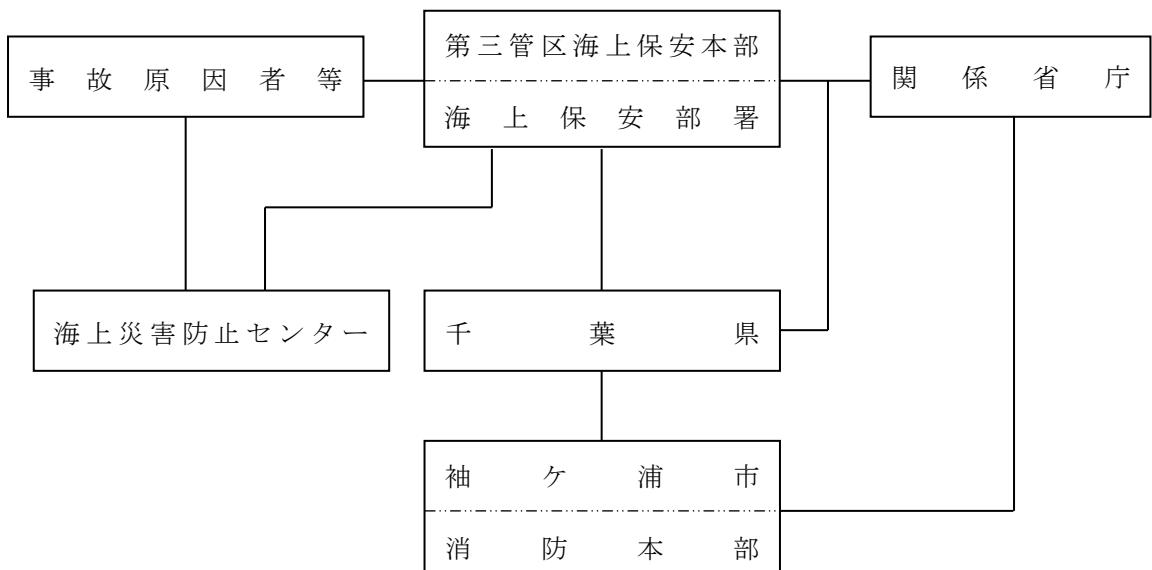
(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

① 情報連絡体制の整備

市、千葉県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

緊急時の情報連絡体制



② 油防除作業体制の整備

市は、千葉県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

③ 油防除資機材等の整備

- ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。
- イ 千葉県は、油流出事故発生時に、市が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- エ 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

④ 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

5 応急対策計画

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報連絡活動

① 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

② 千葉県の活動

ア 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災関係機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、市民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

③ 市の活動

市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防本部・消防団等と協力連携し、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安本部及び千葉県に報告する。

④ 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を報告する。

(3) 流出油の防除措置

① 第三管区海上保安本部等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し、事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができ

る。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

② 千葉県

ア 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。

ウ 市の行う漂着油の除去作業等について、資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

③ 市

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

④ 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

⑤ 事故原因者等

ア 油の排出を防止するために、ガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じる。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。

エ 回収した油の適正な処理を行う。

(4) 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

① 新聞、ラジオ、テレビ及びC A T V等報道機関に対する広報の要請。

② 市防災行政無線等による広報の実施。

③ インターネット、S N S の活用。

④ 市民等からの各種問合わせに対する相談窓口の設置。

(5) 環境保全等に関する対策

市及び千葉県は、油等流出事故による市民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

① 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

② 異臭等の発生により、市民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。

③ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(6) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(一社)君津木更津医師会等関係団体の協力を得て市が実施するほか、必要に応じて千葉県に対し、協力・実施を要請する。

(7) その他

① 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求ができる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合にはその経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、流出した燃料油により直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

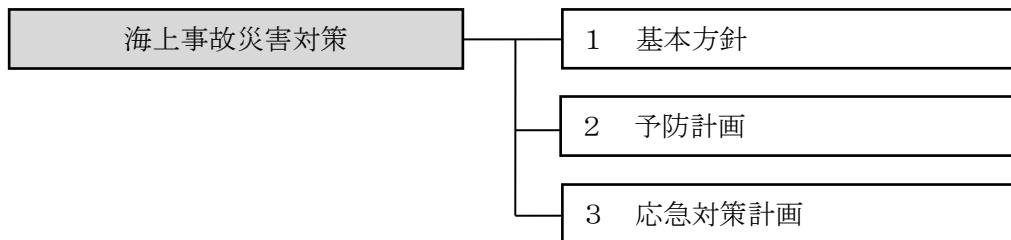
また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができるほか、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

② 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第5節 海上事故災害対策 《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

(1) 基本方針

市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については、本編「第4節 油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

(2) 対象災害

この計画の対象となる災害は、次のとおりである。

- ① 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- ② 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

2 予防計画

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

① 航行船舶の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 千葉県は、漁船の操業安全指導海域での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施するものとする。

② 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災災害時における行動、避難路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

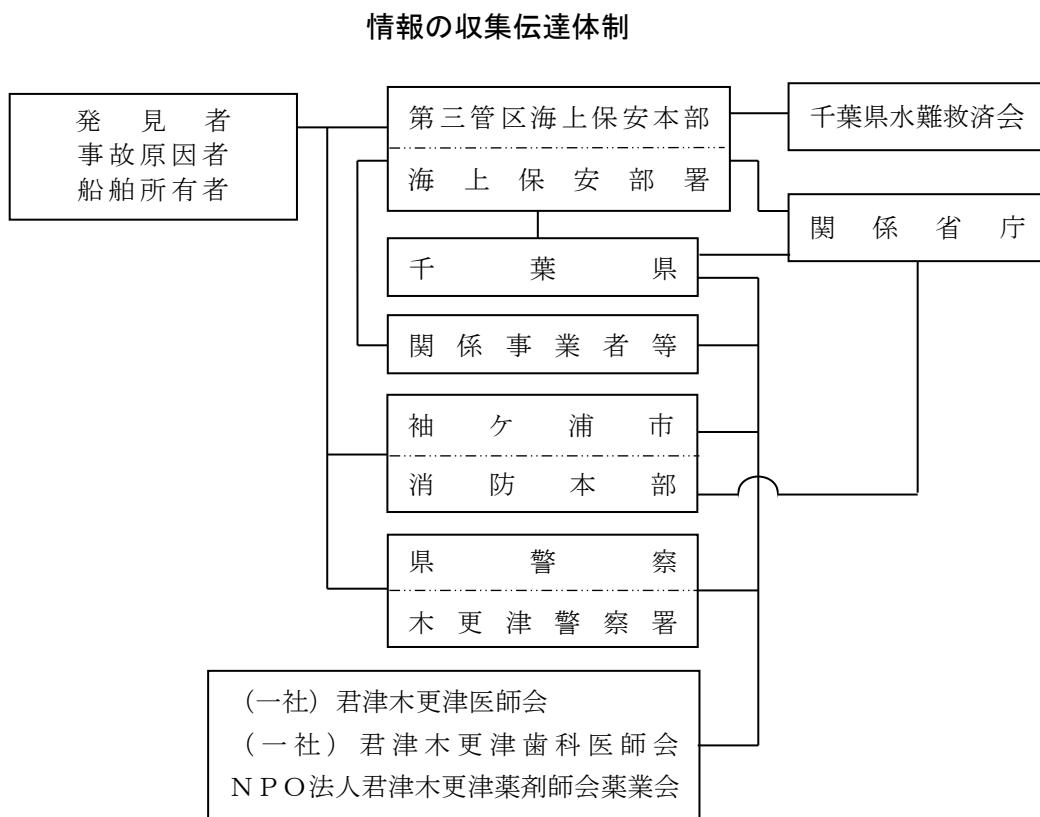
3 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

(1) 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには、早期の災害覚知が不可欠である。防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

千葉県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施するものとする。



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。一次的に対応をする防災関係機関及び主な対応は、次のとおりである。

市・千葉県・防災関係機関の主な応急活動

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 市 | 避難指示等、他団体への応援要請、市民への広報 |
| 千葉県 | 防災関係機関との連絡調整 |
| 船舶所有者等 | 消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供 |
| 第三管区海上保安本部 | 捜索、救助、救急、消火、防災関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報 |
| 消防本部・消防団 | 捜索、消火、救難、救助、救急、搬送 |
| 県警察 | 捜索、救難、救助、警戒線の設定 |
| 医療機関 | 負傷者等の応急医療、救護等 |

(3) 防災関係機関の体制

① 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ海上保安庁非常配備規則に基づき、第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

② 千葉県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

③ 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

④ 防災関係機関の体制

防災関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ、防災関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

① 捜索

防災関係機関は、相互に連携協力し、それぞれ船舶・ヘリコプター等を活用して行うものとする。

② 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

③ 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 市（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した場合、海上保安部署及び県警察に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を実施する。

④ 医療救護

医療機関（（一社）君津木更津医師会、（一社）君津木更津歯科医師会、N P O 法人君津木更津薬剤師会薬業会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する医療チームは、本計画第3編風水害等編 第3章「第12節 応急医療救護」に定めるものとする。

また、市は医療機関の協力を得、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

⑤ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

⑥ 死体の収容

原則として市は、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬等に係る実施事項は、本計画第3編風水害等編 第3章「第

16節 防疫・保健等」に定めるものとする。

⑦ 応援要請

防災関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

⑧ 緊急輸送

防災関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

⑨ 広報

防災関係機関は相互に密接な協力の上、実施する。

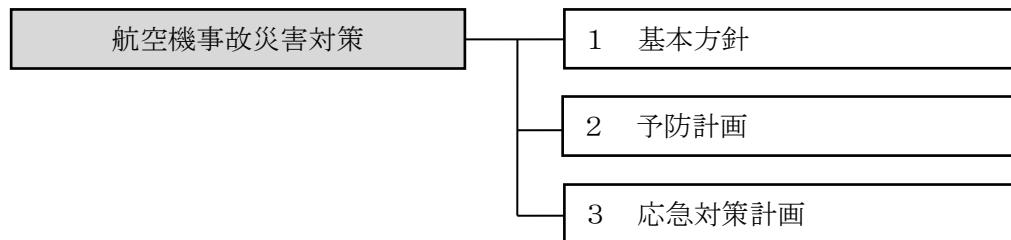
(5) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は次を目安として、臨機応変に対応することとする。

| | |
|----------------|---|
| 発災地以外の市町村、消防機関 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 千葉県 | 人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請 |
| 総務省消防庁 | 応援都道府県間の調整 |
| 発災地以外の医療機関 | 人材及び物資の派遣及び調達 |
| 国土交通省（海上保安庁） | 自衛隊への派遣要請 |
| 原因者以外の船舶事業者 | 人員及び物資の派遣及び調達 |
| 水難救済会、その他関係諸団体 | 人員及び物資の派遣及び調達 |

第6節 航空機事故災害対策《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

市で航空機事故災害が発生した場合、多くの死傷者等が発生する事態も予想されることから、事故発生時の市の対応について定める。

2 予防計画

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空機事故災害の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

市は、防災関係機関とともに、航空機事故災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

3 応急対策計画

(1) 災害速報の報告

航空機事故の発生を覚知した場合、速やかに危機管理防災安全課へ報告する。

危機管理防災安全課は、千葉県地域防災計画及び火災・災害等速報要領に基づき、千葉県及び国（消防庁）に対し、所定の様式（資料編）を用い報告する。

※資料編 様式7 千葉県の報告様式

(2) 災害対策本部の設置

航空機事故の発生を覚知し、防災関係機関への連絡を取ると同時に、必要に応じて災害対策本部を設置する。

総務部長は、市長の指示を受けて、救助・救護等に必要な部・班を動員する。

なお、必要な場合は現地に現地事故対策本部を設置する。

※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例

(3) 情報の収集・連絡

事故が発生した場合は、危機管理防災安全課が情報の収集・整理を統括し、必要な機関に連絡する。

(4) 応援の要請

多数の負傷者が発生し、市の消防力で対処ができない規模であると判断される場合は、速やかに千葉県を通じて自衛隊及び近隣消防の応援要請を行う。

また、市域の周辺部で同様の事故が発生した場合は、隣接自治体との連携をとるため、早期に収集した情報を伝達できる体制を整える。

① 千葉県への応援要請依頼

市は、必要があると認めたときは、千葉県を通じて自衛隊の出動を要請する。

※資料編 様式1 自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）

② 消防の応援要請

消防活動の応援については、「千葉県消防広域応援基本計画」、「千葉県広域消防相互応援協定」に基づいて応援要請を行う。

※資料編 資料2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

(5) 警戒区域の設定

市は、航空機事故災害が発生した場合、消防活動を円滑にするため、必要に応じて警戒区域を設定する。

(6) 避難

市は、航空機事故災害が発生し、危険があると判断される場合は、近隣の市民に避難を呼びかける。また、必要に応じて周辺住民を避難誘導し、指定避難所を開設する。

なお、避難方向や指定避難所については、風向きや現場の情報を勘案し適切に判断する。

(7) 広報

市及び防災関係機関は、航空機事故災害が発生した場合、広報車、防災行政無線等を活用し市民への周知を図る。

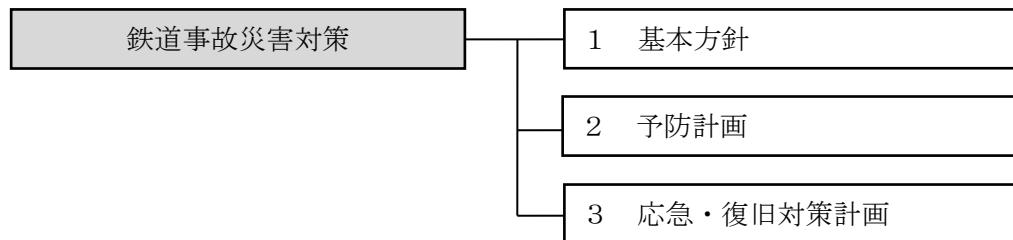
(8) 応急活動

航空機事故災害に関する応急活動は、次のとおりである。

| | |
|----------------------|--------------------------|
| ① 傷病者の救出・搬送 | → 第3編風水害等編 第3章第12節参照 |
| ② 災害現場における応急活動 | → 第3編風水害等編 第3章第7節、第12節参照 |
| ③ 現場の警戒 | → 消防団 |
| ④ 指定避難所の開設・運営 | → 第3編風水害等編 第3章第9節参照 |
| ⑤ 指定避難所への食糧、必需品の供給 | → 第3編風水害等編 第3章第15節参照 |
| ⑥ 県・自衛隊・ボランティアへの応援要請 | → 第3編風水害等編 第3章第4節参照 |

第7節 鉄道事故災害対策《総務部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

(1) 基本方針

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な鉄道事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な鉄道事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市等のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

(2) 対象災害

対象とする被害は、東日本旅客鉄道（株）千葉支社（袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅、東横田駅）における災害とする。

2 予防計画

(1) 事業所による予防計画

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

(2) 行政等による予防計画

- ① 市等の地方公共団体、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、鉄道災害について情報収集・連絡が行える体制の整備を図る。
- ② 市等の地方公共団体及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- ③ 市等の地方公共団体、国、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

3 応急・復旧対策計画

(1) 行政等による応急活動体制

市及び千葉県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設

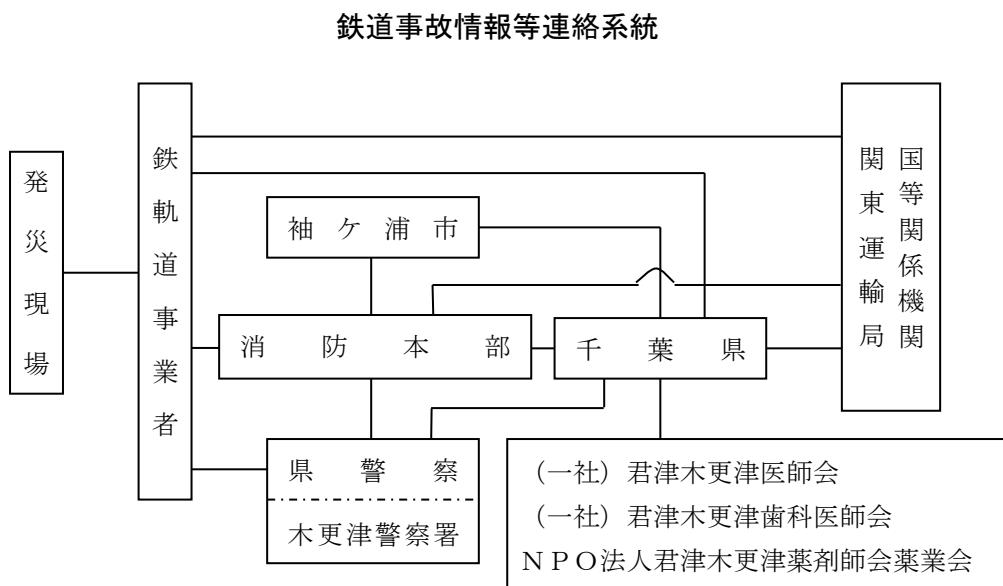
置等必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

発見者等からの通報があった場合、消防本部等は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

鉄道事故情報等連絡体制は、次のとおりである。

① 鉄道事故情報等連絡系統



② 関係機関連絡先

| 関東運輸局 担当課 | 防災無線電話 | 防災無線FAX | NTT電話 | NTT FAX |
|--------------|--------|---------|--------------|---|
| 総務部総務課 | - | - | 045-211-7269 | 045- <u>212-2017</u> <u>681-3328</u> |

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課

(一般加入電話：045-211-7240)

| 鉄軌道事業者 | 防災 担当課 | 防災無線 電話 | 防災無線 FAX | NTT電話 | NTT FAX |
|--------------------|-----------|-----------------|-----------------|---|---|
| 東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 | 運輸部指令 | 640- <u>721</u> | 640- <u>722</u> | 043- <u>225-9857</u> <u>254-3258</u> | 043- <u>225-4886</u> <u>254-3285</u> |

(3) 相互協力・派遣要請計画

① 鉄軌道事業者は、鉄道事故が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

② 市及び千葉県等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

※資料編 資料2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

③ 千葉県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

市においては、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、千葉県に対し自衛隊の派遣を要請~~を~~する。

※資料編 様式1 自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）

(4) 消防活動

① 鉄軌道事業者は、鉄道事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。

② 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

① 鉄軌道事業者は、鉄道事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

② 市は、必要に応じて、千葉県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助・救急活動のための資機材等を協力等により確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

③ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

※資料編 資料2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

※資料編 資料8-1 トリアージタッグ

(6) 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

① 発災時には、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。

③ 市は、必要に応じて指定避難所を開設する。

(8) 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策

旅客車走行中に鉄道事故が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力を要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

① 災害対策本部の設置

鉄道事故の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図

る。

② 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

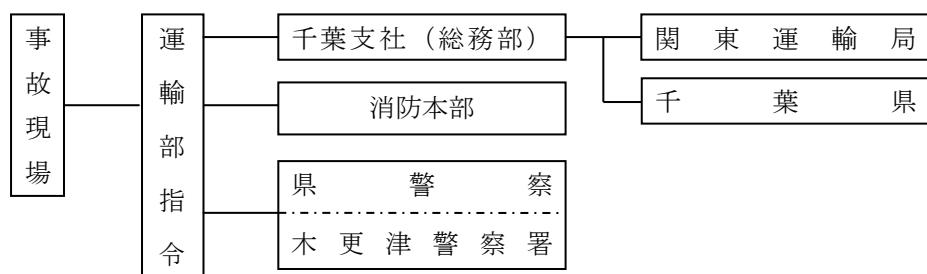
③ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

④ 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は、次のとおりとする。

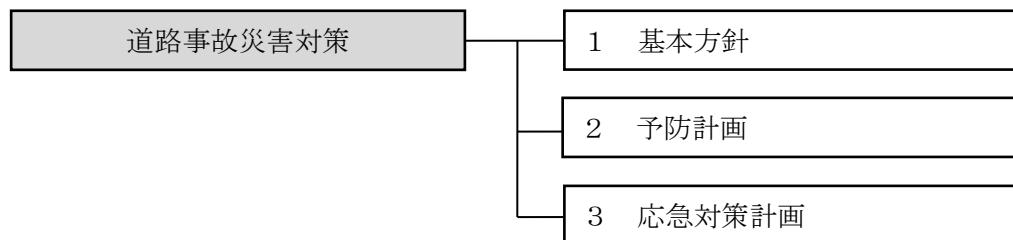
鉄道の事故発生時の連絡系統図



大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

第8節 道路事故災害対策 《都市建設部総務部、総務部都市建設部、消防部、消防団部》

【体系】



1 基本方針

(1) 基本方針

多数の死傷者等が出る道路事故災害の発生を未然に防止し、災害が発生したときは、早期に初動体制を確立し被害の軽減を図るために、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

(2) 対象災害

この計画の対象となる道路事故災害は、トンネルの崩落、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

2 予防計画

(1) 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

① 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、道路事故災害が発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

| 実施項目 | 実施者 | 実施内容 |
|---------|-------|--|
| 危険箇所の把握 | 道路管理者 | <p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路事故災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、道路事故災害が発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに市民に広報する。</p> |
| 危険箇所の改修 | 道路管理者 | 異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。 |
| | 千葉県 | <p>市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p> |
| | 市 | <u>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</u> |

※ 道路管理者：千葉県、袖ヶ浦市等をいい、機関によって実施内容のすべてを行うわけではない。

② 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

(3) 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は、関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置するなどの防災対策がなされている。

また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意するなどの消防力の強化が図られている。

消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東

京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

① 東京湾アクアラインの延長等

延 長 15.1 km

トンネル部 9.5 km

橋りょう部 4.4 km

陸上部分 1.2 km

② トンネル部における主な防災設備

| | |
|--------------|-------|
| 消火設備 消化器・消化栓 | 50mごと |
|--------------|-------|

| | |
|-------|-------|
| 水噴霧設備 | 5 mごと |
|-------|-------|

| | |
|------------|-------|
| 通報設備 火災感知器 | 25mごと |
|------------|-------|

| | |
|--------|-------|
| 手動通報装置 | 50mごと |
|--------|-------|

| | |
|------|--------|
| 非常電話 | 150mごと |
|------|--------|

| | |
|----------------|--------|
| 監視設備 I T V カメラ | 150mごと |
|----------------|--------|

| | |
|----------------------------|--------|
| 避難設備 車道床版下への避難のための避難口及び避難路 | 300mごと |
|----------------------------|--------|

※資料編 資料2-8 東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書（木更津市）

3 応急対策計画

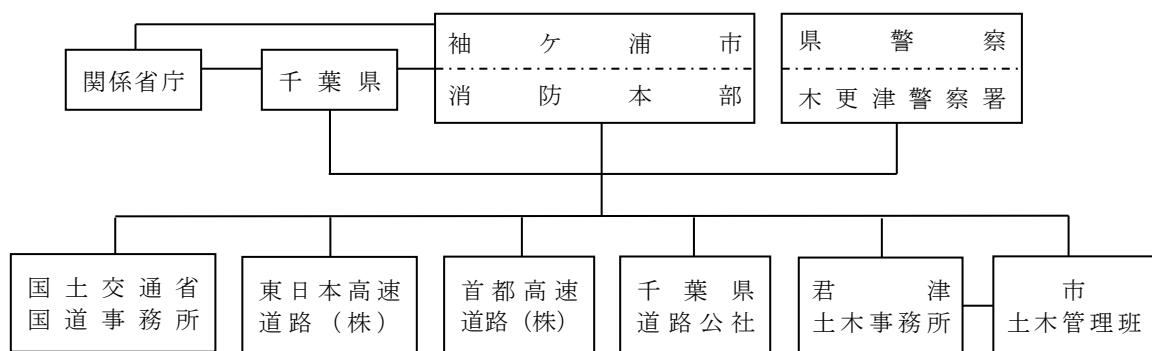
(1) 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

① 情報の収集・伝達

ア 防災関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路事故災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する千葉県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



② 応急活動

ア 活動体制

道路事故災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な次の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。

また、市及び千葉県は必要に応じ、災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

| 実施項目 | 実施者 | 実施内容 |
|------|------------|--|
| 警戒活動 | 道路管理者及び県警察 | <p>道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路事故災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。</p> <p>また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに市民に広報する。</p> |
| | 道路管理者 | <p>二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等、救出救助活動に協力する。</p> <p>また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。</p> <p>復旧に際しては、被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。</p> |
| 応急活動 | 県及び県警察 | <p>市の行う救出救助活動では、人命の救助及び被害の拡大防止が十分になされないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。</p> <p>県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な被災地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者の救出救助活動を行う。</p> |
| | 市及び消防本部 | <p>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。災害の規模が大きく、被災地の消防機関及び市では十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び他の市町村に応援を求めるものとする。</p> <p>また、千葉県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣を要請する。</p> |

※資料編 様式1 自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

※資料編 資料2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

※資料編 資料2-8 東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書（木更津市）

※資料編 資料2-10 館山自動車道消防相互応援協定書（千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市）

(2) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

① 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講すべき措置を伝達するものとする。

② 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

③ 交通規制

道路管理者及び県警察は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

④ 避難

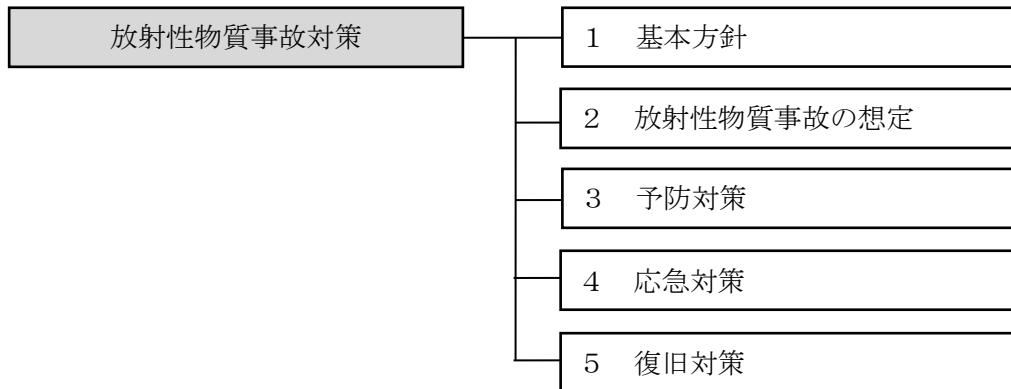
市及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、市民等に対し、避難勧告指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

⑤ 広報

市及び防災関係機関は、市民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告指示等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

第9節 放射性物質事故対策 《総務部、環境経済部、消防部、消防団 部》

【体系】



1 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、市は、「原子力災害対策指針（最新改定日 平成29年7月5日原子力規制委員会決定）」（以下「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていないが、放射性物質取扱事業所と異常事態発生時の通報連絡等に関する協定を結んでいるところである。

核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだところである。

これらを受け、本編において、放射性物質事故に係る防災関係機関の予防対策及び事故発生時の対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については、千葉県が別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に準じて行うこととする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国及び千葉県の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

千葉県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

3 予防対策

(1) 千葉県内の放射性物質取扱事業所の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握を行う。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、千葉県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 通信手段の確保

市及び千葉県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、市及び千葉県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

(4) 応急活動体制の整備

① 職員の活動体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

② 防災関係機関の連携体制

市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、千葉県等の防災関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において、放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、千葉県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の防災関係機関との連携を図るとともに、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

③ 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、市は、千葉県及び他市町村との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実する。

④ 防護資機材等の整備

市、千葉県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

(5) 放射線モニタリング体制の整備

千葉県は、平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとし、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

市は、千葉県が実施する平常時における環境放射線モニタリング情報の収集に努める。

(6) 緊急時被ばく医療体制の整備

① 被ばく治療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市、千葉県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておく。

② 被ばく傷病者搬送体制の整備

市は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努める。

③ 緊急時被ばく医療資機材等の整備

市は千葉県との連携のもと、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努める。

(4) 航空による防災体制の確保

市は千葉県との連携のもと、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図る。

(7) 退避誘導体制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織の協力を得て、退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障がい者（児）、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、十分配慮する。

警察又は海上保安庁は、市の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市の職権を行う。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市へ通知する。

また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市が現場にいない場合に限り、市の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市へ通知する。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、市民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

(8) 広報相談活動体制の整備

市は、放射性物質事故発生時に、市民が必要とするモニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が行えるよう、平常時から広報相談活動体制の整備を行う。

(9) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、千葉県との連携のもと、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

② 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

③ 訓練の実施

市は、千葉県と連携しながら、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

(10) 事業所における事故予防対策

放射性同位元素使用等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ市、千葉県、消防機関、警察及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

4 応急対策

(1) 情報の収集・連絡

① 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに次の事項について、市、千葉県、消防本部、警察及び国の防災関係機関に通報する。

また、事故情報等については、隨時、連絡を行う。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲、程度等

カ その他必要と認める事項

千葉県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を、直ちに火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に基づき、総務省消防庁に報告するとともに、あわせて、文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、市など関係機関等と対応策を協議する。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行う。

② 市内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第 10 条第 1 項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、千葉県、消防本部、警察及び国の防災関係機関に①ア～カの内容について通報する。

千葉県は、火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第 7 条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

③ 市外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成 16 年 8 月 25 日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、千葉県は、国や事故の所在都道府県及び千葉県内の所在市町村等から情報収集を迅速に行う。

市は、千葉県が発表する情報の収集に努める。

④ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

(2) 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集

千葉県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、

国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、千葉県が実施する緊急時のモニタリング活動等に協力する。

緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目

- ① 大気汚染調査（県環境生活部）
- ② 水質調査（県総合企画部、県健康福祉部、県環境生活部、県水道企業局）
- ③ 土壌調査（県環境生活部、県農林水産部）
- ④ 農林水産物への影響調査（県農林水産部）
- ⑤ 食物の流通状況調査（県健康福祉部、県農林水産部）
- ⑥ 市場流通食品検査（県健康福祉部）
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（県農林水産部）
- ⑧ 廃棄物調査（県総合企画部、県環境生活部、県土整備部、県水道企業局）

※ この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壤調査を実施する。

(3) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

(4) 情報の分析・整理

千葉県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び防災関係機関との連携を図る。

市は、千葉県が実施する緊急時のモニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響について把握に努める。

(5) 避難等の防護対策

千葉県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

なお、対策指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は、次のとおりである。

屋内退避及び避難等に関する指標

| 基準の概要 | 初期設定値※1 | 防護措置の概要 |
|---|--|---|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、市民等を 1 週間程度内に一時移転※4させるための基準 | 20 μ Sv/h(地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率) | 1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。 |

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要な場合には改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

資料：「原子力災害対策指針（平成 29 年 7 月 5 日）」

(6) 緊急輸送

千葉県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関と相互に連携のもと、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

市は、必要に応じ、千葉県に支援を要請する。

(7) 緊急時被ばく医療対策

千葉県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

市は、必要に応じ、千葉県に支援を要請する。

(8) 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、市民が必要とするモニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

なお、千葉県においては、モニタリング結果等の情報をテレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、千葉県ポータルサイト等により迅速かつ的確に広報するとともに、市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

(9) 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

市は、千葉県等と協力し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は

助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

なお、食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準は、次のとおりである。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

| 対象 | 放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137） |
|-------|---------------------------|
| 飲料水 | 10ベクレル/キログラム |
| 牛乳 | 50ベクレル/キログラム |
| 乳児用食品 | 50ベクレル/キログラム |
| 一般食品 | 100ベクレル/キログラム |

(10) 消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は、従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

(11) 広域避難

千葉県は、市町村や都道府県の区域を超える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

① 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を超えて広域的な避難をすることが必要となる場合で、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長から協議を受けた場合は、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、千葉県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行うなど、被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を超える広域避難者の受入れ等

市が被災し、県域を超えて広域的な避難をすることが必要となる場合、千葉県に対し、他の都道府県に受入れの協議を要請するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、千葉県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合で、千葉県から市に協議があった場合は、千葉県と調整を行い、受入れ先に決定したときは、広域避難者の受入れを行う。

② 広域避難者への支援

千葉県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行う。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うものとしている。

市においても、千葉県と相互に連携し、避難者情報の収集に努める。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

※資料編 資料1-6 県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅事業実施要綱

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値※1 | 防護措置の概要 | | |
|-----------|-----------------|---|---|---|--|--|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) | | |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線 : 40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等をスクリーニングに避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 | | |
| 早期防護措置 | | | β 線 : 13,000 cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | |
| | | | 20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) | | | |
| 飲食物摂取制限※9 | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h※6 (地上 1 mで計測した場合の空間放射線量率※2) | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 | | |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン | 1週間に目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 | | |
| | | | 飲料水 牛乳・乳製品 | | | |
| | | | 300Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg | | | |
| | | | 2,000Bq/kg※8 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg | | | |
| | | | | | | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参考しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に~~に~~暫定的に~~な~~飲食物摂取制限を行ふとともに、~~広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である~~OIL3、~~その測定のためのスクリーニング基準である~~OIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5についてはの実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市及び千葉県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。放射性物質取扱事業所の事業者等は、市、千葉県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市及び千葉県等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 被災市民の健康管理

市及び千葉県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、千葉県及び国等との連携のもと、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制す

る。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、千葉県及び国等との連携のもと、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壤等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。